

## 令和4年第2回砂川市議会定例会

令和4年6月16日（木曜日）第3号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 8号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 事務報告書の提出について
- 日程第 9 報告第 5号 監査報告
- 報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第10 意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 意見案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 多比良 和 伸 君  
沢 田 広 志 君
- 日程第 2 議案第 8号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 事務報告書の提出について

- 日程第 9 報告第 5号 監査報告  
 報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 10 意見案第 1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について  
 意見案第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について  
 意見案第 3号 2022 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
飯 澤 明 彦 君	増 井 浩 一 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	井 上 守
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人

建設部長	近藤 恭史
病院事務局長	朝日 紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷 和彦
総務課長	板垣 喬博
政策調整課長	玉川 晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田 和興
指導参事	小林 晃彦
教育委員会技監	徳永 敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上 守
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村 一久
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局 長	為国 修一
事務局 次長	川端 幸人
事務局 主幹	斉藤 亜希子
事務局 係長	野荒 邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして大きく2点一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、「おてつたび」への取組について。コロナ禍によって人流が途絶えたことにより、北海道の観光産業は大きなダメージを受けました。しかしながら、現在は感染者数も減少してきたこともあり、道によるどうみん割などの観光政策も実施され、また国は外国人観光客の受入れを再開し、ようやく動き始めました。一方、少子高齢化と若者の流出による地方の働き手不足は依然として深刻な状況にあり、市内企業からは求人を出してもなかなか人が決まらないといった声をよく耳にします。

そこで、「おてつたび」は、その名のとおり「お手伝い」と「旅」を掛け合わせた取組で、受入れ側は希望する期間やお手伝い内容、宿泊や食事の有無などを専用サイトに掲載し、希望者はそれぞれの旅行日程に合わせて地域やお手伝い内容を選ぶ形式となっています。この取組は、地方の抱える課題と多様性を求める旅行者の双方の希望をかなえる取組としてテレビでも紹介されるほど注目されており、最近では自治体として取り組む例も増えていますが、砂川市の考えを伺います。

大きな2、街路樹の今後について。砂川市は、1974年に緑化都市宣言を行い、1984年には道内初のアメニティ・タウンの指定を受けるなど、市民が快適に過ごせる環境づくりに力を入れてきました。もうすぐ50年を迎えるこの取組ですが、現在では当時植樹された街路樹等の木々は市内方々で劣化や腐食などにより倒木などの危険もあることから、伐採されています。そこで、現在の管理状況と今後についてお伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1、おてつたびへの取組についてご答弁申し上げます。

おてつたびとは、お手伝いと旅を掛け合わせた造語で、短期的、季節的な人手不足に困っている地域の事業者と知らない地域で仕事をしながら旅をしたい若者層とをマッチングする仕組みであり、平成30年に開始されて以来利用者は1万5,000人、受入先は全国で500事業者に拡大しており、現在応募倍率は3倍から5倍と注目を集めている株式

会社おてつたびが運営するサービスでございます。自治体と株式会社おてつたびが連携して取り組む事例としまして、主に農業や観光、宿泊業、飲食店等の人手不足を解消しながら、自然を生かした地域の暮らしを体験してもらうことで地域の魅力を知ってもらい、その地域のファンを増やす目的で実施されているところでございます。

これまで市では、短期的、季節的な人手不足を解消するための具体的な施策には取り組んでおりませんが、農業に関しましては農繁期における人手不足のため経営面積を縮小せざるを得ない、収穫期における人手不足のため収穫できずに農産物を廃棄せざるを得ない等の声や商工業に関しましては製造業が時期的に多くの注文を受けても人手不足のため製造できずに出荷できない等の声を聞いているところでございます。また、観光では、これまで北海道子どもの国やオアシスパーク、ふるさと名物すながわスイーツ等の地域資源を広くPRするとともに、市内各団体が実施するイベント等を支援することなどを通して観光客のまちなか回遊による観光振興と消費拡大に取り組んでおりますが、おてつたびが一つのチャンネルとして若者層等に砂川を知っていただくきっかけにつながるのではとも考えているところでございます。

市としましては、株式会社おてつたびと連携して取り組む考えはございませんが、今後とも商工会議所、新砂川農業協同組合等の関係団体との情報交換やコロナ禍により中止をしておりました事業所訪問においても再開しましたので、短期的、季節的な雇用を望む声があれば、人手不足の解消につながる手助けとなるよう、おてつたびの情報を提供していきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 私から大きな2の街路樹の今後についてご答弁申し上げます。

本市では、昭和49年の緑化都市宣言以来、豊かな自然に囲まれた環境を保全し、公園の中に都市がある緑あふれる公園都市の実現のため、市街地の積極的な緑化を推進してまいりました。市道の街路樹につきましては、現在81路線でナナカマドやプラタナスなど31種類、約3,600本が植樹されており、美しい町並みとしての景観の向上をはじめ、車と歩行者の分離による交通安全や地球温暖化対策としての環境保全など、多様な効果をもたらしています。現在の管理状況につきましては、定期的な道路施設パトロールにより枯れ木や倒木の危険性があるものについては適宜伐採や撤去等の処置を行っているところであり、また街路樹の成長に伴い枝葉が生い茂ってくると道路標識や信号機などのほか、夜間の街路灯や防犯灯の明かりを遮り、見通しを悪くする可能性があるため、街路樹の生育に合わせて計画的に剪定を進めており、冬期間におきましても枝に積もった雪の塊ができた際には除去作業を行うなど、常に安全な通行の確保及び道路環境の維持に努めているところであります。

しかしながら、昭和50年代にかけて植樹された街路樹が大きく成長するとともに、次

第に枯れたり腐食しているものもあり、街路樹の維持管理対応が増えているところであります。こうした状況の中、街路樹の今後につきましては本年3月に策定した砂川市緑の基本計画において今後の整備及び管理の方針として、剪定など街路樹の成長に見合った適切な管理を積極的に行うとともに、道路新設や改良の際、植樹帯、植樹柵の設置は必要に応じたものとし、今後も人口減少に対応した持続可能な規模の街路樹の保全を行うとしたところであります。このことから、現状の維持管理を継続し、枯れ木等の植え替えについては路面補修などが伴うほか、大きく成長した他の街路樹とのバランスを考慮する必要があることから、道路の新設や改良に併せて街路樹の見直しを行っていくこととし、伐採や撤去等の処置により空いた植樹柵については市民団体にご協力をいただき、花の苗を植栽する花いっぱい運動などの推進を図りながら街路樹の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、おてつたびですけれども、私もテレビで見たのが一番最初で、もう3年ぐらい前になるのか、面白い取組だと思って、その後注視してはいたのですけれども、年々コロナ禍で勢いこそ少し弱かったのかと思いつつも、それでも取り組む地域がどんどん増えて、見ていると募集開始すると結構すぐに募集締切りになったりとか、人気があって定着してきたという感じはしてきているのです。また、最近になってコロナ禍が明けたということもあり、明けたというか、落ち着いてきたということもあって、また再度いろいろなメディアに最近情報として上がっているような感じかと見ていました。

いわゆる体験型の観光政策、観光事業という感じなのかと思いつつはいるのですけれども、これまでであれば地方の都市に体験型観光のメニューという感じで、旅行会社を通じたりとか、そういった形で就労体験とか農家の収穫体験とかと併せたパッケージ商品みたいな感じでやられていたところが前段階としてはあったと思うのですけれども、そこに、このおてつたびは実際に体験型のただけれども、その体験自体が就労になっているという、やったらやった分だけお小遣いというか、お給料というのが支払われて、旅行者からしてみたら経費がすごく、行った先でお小遣いを稼ぎながら旅行ができる。さらには、体験型観光みたいにその地域の人に触れることができたりとか、よりその地域のことを知ることができたり。今旅行のニーズというのはすごく多様化してきていますので、そういったところをうまくマッチングしているとは思っております。

砂川市としての前段の部分でありますけれども、体験型観光についてのこれまでの取組状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 体験型観光の本市の取組ということでございます。体験型観光の定義というのは様々でございます。それぞれのまちでそれぞれの地域が持つ自然ですと

か歴史、文化、食などの地域資源を生かして取り組んでいるところでございまして、砂川市内においても子どもの国やオアシスパークのほか、お菓子や知名度の高いお店がございしますので、そういったお店なども含めて市内を周遊したりオアシスパークの景観や自然を楽しめるように、S u B A C o及びオアシスパークの管理棟で自転車を無料で貸し出す、そういったサービスを提供しているところでございます。また、オアシスパークにつきましては、湖面を利用しまして釣りであったりウインドサーフィンをして楽しむ。特に釣りでは、冬のワカサギ釣りでは多くの方が訪れるということもございまして、国の事業も含めまして駐車場を整備するとともに、市の職員も早朝から駐車場の案内などで利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

また、オアリパなどで市内の体験を含めました観光プロモーションのビデオなども作成しておりまして、市外に砂川市の魅力をPRしているところでございます。また、過去には札幌の旅行代理店などと連携しまして、体験観光のメニューの掘り起こしのために女性を対象としましたモニターツアーを実施するなどしまして、砂川市の魅力を知ってもらおうと、そういった事業に取り組んでいるところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 大体の取組は私も承知しておりますし、ぶんぶんツアーとかで砂川のお菓子屋さん巡りですとか、そんなときには私もバスガイドとして市内をPRしながらやっておりますので、ただ固定された商品化ということになかなかならない。いろいろなモニターツアーとか、模索はしてきてはいると思うのです。それがなぜ具現化されないというか、具体化されないかという、それを管理、統括、要するに誰が旅行会社に連絡をして、旅行会社と商品を作って、それを売り出してということまでなかなかいかないのがこれまでの現状だったかという気はするのです。最近では、今年も砂川のお漬物屋さんが体験型観光を旅行会社と組んで行うということもありますけれども、ああやって誰かがやっていると商品化というのは難しく、できてこないのだというのは皆さんも承知しているところだとは思いますが、これは仕組みさえつくってしまえば、あとはこのサイトに掲載するだけなのです。

ですから、今までのノウハウを生かして、昨日の小黒議員さんとのやり取りではないですけれども、農家さんのところとかは3日間でも1週間でも手伝いに来てくれれば少しでも助かるのではないかという気はしますし、そんなところも含めると、砂川の働き場所というか、お手伝いする場所は結構あるのではないかという気もしますし、そういった意味ではそういったところを少しでも利活用させていただきながら観光商品として行っていく。パッケージとしてできれば、こちらに掲載すれば、あとは窓口が誰がやるのかということも問題はありますけれども、その辺りは農家の地域おこし協力隊もいれば、移住、定住の協力隊もいれば、観光の協力隊もいますし、そういった方たちがこういったことのフォローをしていけばそんなに難しいことではないのではないかという気はしております。

先ほどご説明の中で、それぞれの企業、団体等を訪問しながら、ニーズ把握ですとか情報提供というお話がありましたけれども、企業さんに詳しく説明していただければ、その先の可能性も含めてお話として聞いてもらえるのかという気はするし、それならやってみようかという気になってくれるのかとは思うのですけれども、どうですかという話の中で、おてつたびなんていうのもありますよなんて言ってもびんとこないとは思うので、その辺りの情報提供の仕方というか、せつかく情報提供していただけるのであれば、どのような形で情報提供していくのか教えていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 情報の伝達の方法ということでございます。1回目のご答弁でもお話をしたとおり、今コロナ禍も徐々に落ち着き始めまして、市内の事業所の訪問をまた再開しているところでございます。また、商工会議所等、市内の経済団体とも意見交換、情報交換する機会が数多くあることから、そういった機会を通じて情報提供に努めていきたいと考えておりますし、また紙媒体を会社が特に用意しているのかは今手元にはございませんが、ホームページを私も拝見して、道内の事業所でも数か所登録しているような自治体もございます。そういった道内の自治体の具体的な募集の方法とかもございまして、砂川市内の事業所がどういった形が合うのかということも、それはもちろん相手方の人手不足が前提ではございますが、そういった部分もお聞きしながら、その事業所に合うようなサービスの中身の情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 人材不足とかに関してはほかにもいろいろな解決方法は多々あるのだろうとは思いますが、その一つとして砂川市もぜひファンをつくっていききたいということもあるのでしょうか、つなげてもらえればと思います。

今北海道で実際に募集されているところの事例を幾つか紹介しますと、例えば士別だとトマトとかトウモロコシの収穫をお願いしたいということで、そこは寮がついていて宿泊もできる。時給は1,000円で、特典としては市内を自由に走るための自転車の無料貸出しなんかを行っている。新篠津村に関しては、同じくトマトやズッキーニ、ここも寮があって個室になっておりまして、時給は900円だけれども、食事は簡単な食事がついてくる。猿払村に関しては、イチゴの収穫のお手伝いなのですが、ここは移住体験住宅を提供しておりまして、時給は1,000円、その代わり自炊になっておりまして、応募に当たってはPCR検査の陰性証明が必要ということになっていたり、津別町に関してはジャガイモの収穫のお手伝い、ここは町内にあるゲストハウスに本来であれば1泊2,500円のところをおてつたび価格で1,000円で泊まれるとしてある。時給は900円で、事務局はJAつべつが行っているということで、今募集されているのはこういうところになってはくるのですけれども、まだまだ北海道でもこれから収穫時期に向けていろいろな地域が今カミングスーンという状態になっていて、どんどん近くなってくると募集



を開始していくのだろうという体制になっているのと、幅広く見ると福祉の部分ですとか介護の関係、それから業種は様々、大分面白い企業さんとか、面白いお手伝いが出てきているという感じも受けました。これは、受け入れる側の頭の使い方というか、考え方次第というか、そんな形でいかようにもなっていくのだという感じはしております。

それぞれの事例を通して、砂川市の場合は、これは民間が独自に募集をしてくれて、自分たちで食事の提供、宿泊場所、いろいろなものも含めて考えて掲載してくれるのが一番いいのですが、小黒議員さんのお話ではないですけれども、農家さんの平均年齢ということも考えるとおてつたびのお手伝いはしてあげたほうがいいのかと、そんな気がします。できる範囲になってくるとは思うのですけれども、もしもこの取組が市の体験型観光や就労者の回収につながる部分があると思っただけなのであれば、何かしら具体的にお手伝いをしていただくこともありなのかという気はしております。例えばこの申請です。インターネットを使える方であればそんなに問題なく申請手続きができるのかと思うのですけれども、人手は欲しいけれども、パソコンはよく分からないという農家さんがいるのであれば、そういったところの申請手続きのお手伝いをしてあげるとか、さらには市内にも、先ほど答弁でもありましたけれども、無料の自転車の貸出しもありますし、場合によっては申請に係る経費の一部をお手伝いしてあげるとか、または宿泊費なんかの補助を少し考えてあげるとか、具体的な動機づけというか、導入に際する動機づけというものも少しあってもいいのかと思うのですが、その辺りについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 このサービスに対する行政のお手伝いといいますか、支援ということでございます。全国の自治体の中には、参加者に支払う報酬のうち、マッチングの費用といいますか、手数料がかかります。また、保険料、消費税とかがかかっています、それを行政が補助しているという例もございます。また、自治体がこのサービスと提携する目的としまして、単純に人手不足を解消するというよりは、その地域、砂川であれば砂川市のファンになってもらって、今後も観光に来てもらうですとか、行く行くは移住までつながればさらによいのかという、そういう思惑で自治体も提携しているのではないかと考えてございます。

今議員さんおっしゃられたとおり、事業者の中にはパソコン等の操作がそれほど得意ではない方もいらっしゃるということでございます。具体的な申請の手続をおてつたびのサイトから試してみたわけではないのですけれども、市がお手伝いできる範疇というのはどこまでなのだろうということはこれから検討するにしましても、人手不足の需要といいますか、それがあるところについては、先ほどもご答弁したとおり情報はお知らせしますし、必要であれば申請の手続などの部分についてのお手伝いもさせていただければと考えております。また、宿泊費ですとかの補助、またマッチング費用に対して行政がということでございますが、具体的にここまで行政がといいますか、砂川市が取り組むという

考えは現時点ではございませんが、今後そういったニーズと申しますか、人手不足がさらに深刻になって、短期でもいい、そういった事業者等がいらっしゃるとい状況になれば、またそのときに検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。私も、全て行政がやらなければいけないかという、そういうことではないとは思っています。これからは、民活という言葉も出てきていますけれども、民間の力をお借りしながら、まちの魅力も発信していければというところだと思いますので、そういう意味でのサポートというか、そういった部分にぜひ積極的に取り組んでいただければと思いますし、若い人たち、地域おこし協力隊の皆様は、こういうパッケージをつくってほしいということを観光協会や商工にいる方たちにも、こういう具体的な取組なんかも紹介しながら、考えてみてほしいみたいなことは頼めるとは思うのです。そういう方たちも地域に入って行って、コミュニケーションを取ることも非常に大事だと思いますし、砂川の野球チーム、リバーズができましたけれども、あっという間に就労先が決まりましたし、そういう意味ではニーズとしては恐らくあるだろうという気はするので、その辺りぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

次、街路樹の関係に行きます。1972年、昭和49年、私が生まれた年ということであるので思い入れがあるのですが、これは聞くところによると議員提案で行われた部分があるとこの間初めて恥ずかしながら知ったわけなのですが、そんな中、もっと自分たちも頑張らなければいけないと思いつつも、緑化都市宣言、もうすぐ50年ということですが、さすがに緑化都市宣言自体が少し風化してきているのではないかという気もしないでもない。若い人たちからしてみると、何で自分の家の前に勝手に植えていった木の落ち葉を自分たちが拾わなければいけないのだということとか、周りの目を気にしながら、やっていなかったら、やっていないと言われてしまうとか、除排雪の部分で邪魔だとか、そもそも砂川市がこういうまちにしていこうと思ってやってきたことがなかなか伝わっていない部分というか、そのこと自体に関する疑義も含めてあるのではないかという気はするのですが、一応緑化都市宣言は今も推進されているということでよろしいのですよね、まず確認させてください。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいまご質問がありました緑化都市宣言、現在もその宣言は続いているのかというご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

まず、緑化都市宣言につきましては、今ほど議員おっしゃられましたように、昭和49年9月11日に、砂川市は、未来像として緑美しい公園都市の願望を抱き、ここに緑を生み育て、全市民の英知と力を結集して、郷土砂川を「緑あふれる公園都市」とすることを宣言するをいたしまして、本市議会において議決されたものでございます。また、同年9月17日には、この宣言に付されました緑あふれる公園都市をつくり上げることを目的と

いたしました砂川市緑化条例が制定されているところでございます。本条例では、緑化推進計画を作成しまして、その達成に必要な措置を講じるものとするとしてございまして、本年3月に策定いたしました砂川市緑の基本計画に結びついているところでございます。この計画を立てて緑化推進の取組を砂川市は進めているところでございますので、緑化都市宣言の要旨につきましては現在もなお続いているというところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。そういう経緯なのです。先ほど言いましたぶんぶんツアーのバスガイドをやっていると、砂川はすごく緑が多いですねなんていうことをバスの中でお客さんから言われたりして、そのたびに、砂川市はこういう経緯で、まるで公園の中にみんなが住んでいるようなまちなのですよとPRをしながらやっているわけなのですが、一方市民の反応を見ると、先ほどお話もありましたけれども、街路灯、防犯灯の明かりが遮られるだとか、もちろん葉っぱの問題、枝の問題、落ち葉の問題、それから除排雪の問題。

もともと街路樹は、もちろん景観もさることながら、車歩分離の交通安全の意味合いがあったりとか、最近ではCO<sub>2</sub>削減の部分での取組ということで、街路樹を調べるとそういう形で出てはくるのですけれども、今の砂川の状況を見るときはげまくったプラタナスとか、とてもではないけれども、景観という意味では失われていると。年数がたてば育つ。すごく強い木みたいなので、どんどん枝葉も出てきて、育つのでしょうけれども、景観に配慮しているとは全く思えないし、交通安全の部分で考えても、植樹柵の倒木の危険から伐採された場所なんていうのは時期を見てと言っていますけれども、交通安全のためにやっているというのであれば、それは直ちに何か植えなければいけないという話になるのでしょうし、そうではないということだとは思っています。あとは、CO<sub>2</sub>削減の部分に関しても、枝葉が完全に切り落とされているような街路樹等を見ると、そこに特段配慮して何かが行われているという感じでもなくなっているかと。

そもそも市民から街路樹に関して年間通していろいろな問合せの連絡は恐らく来ているのだろうとは思いますが、そこにはこれまでの砂川市の取組をいかに理解してもらっているかが重要なのかということと、その取組を自分たちの世代ではない部分で決められたことを自分たちがというのは時代としては難しくなっているという気はするのですけれども、そこはこれからも砂川市がこの取組、宣言に伴ってしっかりしていくという姿勢を持っていくのであれば、そこは理解してもらわないとこれからの10年、20年、50年というのはもっと大変になっていくのではないかと気がしますので、その辺りを市は、市民の今の緑化宣言に対する受け止め方というか、認知度というか、さらにはまだまだこれから市はこういう活動に取り組んでいくのですという啓発活動、その辺りについて今後どのように考えているのか、また現在どう考えているのか教えていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 砂川市の緑化に対する取組、さらには市民皆さんの緑化に対する理解度、認知度ということでご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、本市の緑化の取組、啓発活動の関係でございますが、本市では緑に対する啓発活動といたしまして毎年花いっぱい運動ですとか、フラワーマスターの会による花の植栽をはじめ、緑化宣言都市の翌年から実施しております緑と花の祭典のイベント等を開催することで緑化の啓発、推進を図っているところでございます。

市民の皆さんの緑に対する認知度につきましては、本年策定いたしました緑の基本計画の策定時に行いました市民意識調査では、緑について行政に望むことという設問におきまして、景観の魅力を今後させるため、緑の管理を強化することですとか、緑が増えて不便さを感じることもあるので、緑の量を適正な水準にするといった緑を増やすというよりも現状維持とする意見が多い状況でございました。また、街路樹の関係につきましては、街路樹が植樹されている沿道の住民や町内会からは街路樹の改善に関する様々な要望が市に寄せられているところでもございます。主なものといたしましては、今ほど議員さんからいろいろな例がありましたが、街路樹を原因とする問題で困っているのですとか、伐採や剪定をしてほしいということ、電線へ枝葉が接触しているのですとか、枝葉が生い茂って交通標識や街路灯の視認が阻害されている。また、落ち葉の後始末が大変であるのですとか、枝葉が隣接敷地へ飛び出している。また、根上がりにより歩道舗装が破損している。枯れ木や腐食による倒木の危険があるといった声がある一方で、景観として大事にしてほしいのですとか、街路樹を適切に管理してほしいなどの声もあるのは事実でございます。このように、街路樹管理に対する市民意識も高く、多様化しているものと考えているところでございます。

このことから、今後はこれまでの緑を増やす数量の管理から既存の街路樹の保全、維持に努める質の管理へと見直す時期に来ていると考えているところでもあります。今後は、良好な手入れを行っていくことで道路状況等に適した街路樹を育てていくことが必要であるのではないかと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今のお話を聞いていると、街路樹はそもそもないほうが平和なのではないか、そんなふうにも捉えられそうなの感じではございますけれども、植樹柵、もっと花いっぱい運動も含めて市民の皆さんが一生懸命管理をしてくれて、すごく景観という意味ではいいですし、まちの中も明るくなりますし、そういう意味では植樹柵の利活用に関してはすごくいいと思っている方も市民の中では多いのではないかとはいえますけれども、一方で管理が行き届いていない植樹柵も結構市内で増えてきていると思うのです。空き家になってしまったりですとか、地先の方が放棄していたりですとか、いろいろな理由はあるのでしょうけれども、管理不行き届きの植樹柵、今の時期でいうと相当雑草が生

い茂っているような状況かとは思いますが、そこを今後どうするかかなという気がするのです。適正に管理をしていくという方向性だろうとは思いますが、そこに土がある限り雑草も生えて来るし、少しずつ人口が減っていく中、高齢化していく中、管理する人もいなくなっていく中、このままを維持していくというのは厳しいのだろうという気はするので、方向性としては少しずつ管理が何年も行き届いていないような場所に関しては植樹柵を塞いでいくということも考えていかなければいけないのではないかという気がしますし、手がかかればかかるほど砂川市の財政も経費もどんどんかかっていくわけなので、その辺も含めるとどこかのタイミングでしかるべき措置をしていかなければいけないのかと思いますが、管理が届いていない植樹柵に関する考え方を教えていただきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいまご質問のありました植樹柵の管理についてでございますが、現在植樹柵の管理につきましては市民の皆さんのご協力をいただきながら、花いっぱい運動などを通じて花を植栽していただいたり、町内会などの道路愛護の取組によりまして草刈り等を実施していただきながら管理をしていただいているところでございます。また、今ほど議員からお話のありました地域で管理ができていない植樹柵の部分につきましては、草が伸びて通行上支障となる場合は市で機械による草刈りを実施しております。また、状況によりましては、交通の支障解消等のために植樹柵をなくす対応も行っているところでございます。特にこの6月につきましては、草木が非常に成長する時期でございます。今も市内植樹帯の草刈り等を随時進めているところでございますが、街路樹の剪定と併せて今後きちんと整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、枯れ木等の伐採や撤去した後の植樹柵の在り方につきましては、植え替えや再整備をするとなると多額の費用がかかりますので、道路の新設や改良に併せて植樹柵や街路樹等の見直しを行っていくと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これからは、あるところにあって、なくていいところにはなくてもいいのかという気がしますので、その辺の地域ですとか場所も含めて、緑化は推進していくのだけれども、しっかりあるべきところに増やして、生えそろうていないというか、倒木を伐採して歯抜けになってきているようなところとかは随時見直していくことも必要なのかという気がしますので、ご検討いただければと思います。

50年近くたっていくと初期の頃に植えられたものが大きくなって、危険性もあることから伐採されていっているという気はするのですけれども、伐採された木の使い道というか、行き先というか、その辺りは今現在どういう処理をされているのか教えていただきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 植樹柘等に植えられて、枯れ木、腐食により伐採された木のその後でございますが、一般的には枯れ木や腐食した樹木を撤去した場合にはその都度作業を行っているため、発生する量が少量でありますので、また枯れ木ということで再利用も難しいため、ごみの最終処分場へ搬出しているのが現状でございます。その他の対応といたしましては、台風などの自然災害により大量の倒木が発生した場合、撤去作業を早急に行う必要があることから、一時堆積場を設け、作業完了後に処分を行っているところでもございます。平成27年の風による災害時のときには、市民に対して倒木を無償で受け渡したという経過もあつたり、またボイラー燃料として買取りをしていただける業者がありましたことから、売払いをしたという経過もございます。いずれにいたしましても、今のような場合はあくまでも特例でありまして、通常処理している樹木につきましては少量でありますので、売却するにも運賃等のほうが高くつきますので、最終処分場へ搬出して処理しているのが現状でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 計画的に伐採をしているわけではないので、なかなかまとまった数にならないから、まとめて利活用、再利用を考えることは難しいのかもしれないのですが、今全国的にそういった倒木を引き受けますとか買い取りますとかという業者がSDGsの関係から物すごく増えてきているので、ぜひその辺りの情報収集もしていただきながら、少量でも引き取ってもらえるところがあれば、リサイクルしてもらえるのであればそのほうがいいのかと思いますし、近隣にも木材関係の企業もありますので、その辺り情報を収集してみるですとか、そういった地域の企業とこれまで砂川市の景観や安全を保持してきた街路樹がまたそのまちに還元されて生かされていくような仕組みづくりみたいなものも少し意識していただきながら情報収集に努めていただければと思います。

今ほどSDGsの関係を少しお話をしましたけれども、例えばこれから伐採した後に植える部分に関しての樹木の種類なのですけれども、今盛んに言われているのは、在来種なのか、外来種なのかということ、動物だけではなくて植物にもありまして、その辺りこれから植えていく部分に関してわざわざまた外来種を植えていくということにはきっとならないのだろうとは思いますが。そういった意味で、その辺りの視点を持ってこれから植樹するにしてもその辺りも意識されるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 街路樹の外来種に対する取扱いの関係でございますが、外来種につきましても生態系に深刻な被害を与えると指摘されているところでもございます。調べましたところ、平成4年の地球サミットにおきまして生物多様性条約が採択され、生態系等を脅かす外来種の導入を防止し、またそのような外来種を制御し、もしくは撲滅することを位置づけられているとされておりまして、現在砂川市の31種類の街路樹のうち、プラタナスやアカシアなど11種類の外来種が植樹されております。今後は、SDGsの

考えも含めまして、道路に街路樹を植樹することがあれば外来種につきましてもは対象から外す考えでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そういう方向がいいと思います。我々昨年から地域交流センターゆうの子ども部会でSDGsキッズラボというのをやっています、その中で子供たちと一緒に子どもの国に入って、いろいろな種を採取して、もちろん在来のですけども、今苗を育てている状況もあるのです。2,000ポットぐらい作ったんですけども、これは毎年作っていかうかと思っていますので、もし植樹する機会がありましたら、ぜひ育った苗木を、在来の、しかも石山の子どもたちの国の子供たちということになりますので、新たに買うのではなく、そういったものも利活用していただきながら、しっかり在来のまちをつくってほしいと思って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問を始めてまいります。

私は、大きく1点のみでございます。砂川駅前地区整備についてであります。にぎわいと魅力を生むまちの居場所を基本コンセプトとして、基本設計を終えて、今年度は実施設計の取組が始まり、整備へ大きく歩んでいきます。そこで、施設について伺います。

(1) 夜間における施設内トイレ使用はできるのでしょうか。

(2) 基本設計によると72台駐車予定の西側駐車場についてであります。

①大型バス、トラックなどの大型車両の駐車は可能なのでしょうか。

②夜間の駐車は可能なのでしょうか。

③駐車場を利用してのイベント実施は可能なのでしょうか。

④駐車場敷地内に夜間でも利用できるトイレ設置についてであります。

⑤駐車場の管理を誰がするのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 (登壇) 私から砂川駅前地区整備についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)夜間における施設内トイレ使用はできるのかについてであります。現在施設の開館、閉館時間について管理運営主体となる砂川商工会議所、砂川観光協会と協議を進めておりますが、夜間、閉館後の施設利用については機械警備を想定しており、警備

員等を常駐させないことから、施設管理及び防犯上の観点から閉館後における施設内トイレの開放は考えていないところであります。

次に、(2) 72台駐車予定の西側駐車場について。

①大型バス、トラック等の大型車両の駐車は可能なのかについてであります。施設駐車場の規模としましては、一般自動車用を想定しており、一般車両のサイズに合わせた駐車枠の設置により、72台分の駐車台数を確保しているところでありますが、全体的な駐車スペースを考慮しますと、大型車両専用の駐車スペースの確保は難しいものと考えております。しかしながら、大型車両につきましては学校行事等によるバスでの来館なども想定されているところでありますので、事前に連絡をいただくことで大型車両が駐車できるスペースを確保する運用は可能と考えております。

次に、②夜間の駐車は可能なのかについてであります。整備する駐車場は、基本的には施設利用者の駐車場として無料で開放するものであり、夜間の駐車は騒音などによる近隣住民または車同士のトラブルの発生や防犯上の問題、さらにはアルコールを提供する商店街に近いこともあり、飲酒運転防止の観点からも施設閉館後の夜間の駐車は認めない方向で考えております。

次に、③駐車場を利用したイベント実施は可能なのかについてであります。駐車場でのイベントの実施は可能と考えておりますが、施設のコセプトは広場、フリースペースを中心として広がるまちの新たなにぎわいの場であり、国道に面して広場、施設を配置することで国道通過者に対してもにぎわいを発信できる施設としておりますので、イベントを実施する際はまずは屋外広場で実施していただきたいと考えております。

次に、④駐車場敷地内に夜間でも利用できるトイレの設置についてであります。夜間の駐車利用は先ほどお答えしましたとおり認めない方向で考えておりますので、駐車場敷地内にトイレを設置する予定はしておりません。

次に、⑤駐車場の管理を誰がするのかについてであります。施設の管理につきましては管理運営主体となる砂川商工会議所及び砂川観光協会と協議を進めており、施設、広場とともに駐車場も一体に管理する方向が効率的、効果的と考えておりますので、駐車場の管理につきましても指定管理者に担っていただくことを想定しているところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 1回目の質問に対する答弁をいただいたところであります。今回質問した部分については、ほとんど不可能でしょう、無理でしょうといった部分が多々あったのかと思っています。それで、1つずつ質問をさせていただきます。

まずは、夜間における施設内トイレ使用はできるのかについてもトイレ使用については考えていないといったことであります。基本設計を見ても、図面的に見てもあのままだったらどうするのかというのが気にはなっていました。

ただ、私もせんだって、最近でいうとウポポイで有名になりました白老町に行ってまい



りました。白老町には白老駅北観光インフォメーションセンターというのが2020年にオープンされておりまして、ここは新しくて立派なところだと思っておりまして。そこは、施設内から入れるトイレと駐車場側の施設外から入れるトイレと2つありまして、基本的には1つの中で壁できちんと分けられていて、外から入れるトイレについては24時間使用できるといったことで、見させていただきました。また、私も車を使って遠乗り、いろいろなところへ行く機会がありまして、観光地や道の駅も含めて寄らせていただいたこともあります。どちらかというと、今回のここは道の駅ではありませんが、道の駅のトイレを見ましても基本的に施設内にはトイレが1か所だけでも、夜間になるとシャッターだとかを閉めて施設内に入れなくて、トイレだけ使えるといった仕組みもされていたので、基本設計の図面を見ながら、この辺り何とかトイレの夜間の利用はできないのかと思っておりました。

近くでいうと中央公園にも公衆トイレがあるのです。あるのですけれども、かなり老朽化してきているといった部分を含めて、私は、もう実施設計に取りかかっているところでもありますけれども、今回の施設の中で夜間でも利用できるトイレがあってもいいのではないかと考えたから、今回質問をさせていただいています。それで、そもそも考えていないということでもありますけれども、基本設計には施設内の配置でも明示はされていない部分があります。区切りもないのですけれども、私が今言ったお話を通しながら、このような方法でも夜間利用、要は24時間使えるトイレがあってもいいのではないかと思うのですけれども、こういう方法を取れないのかどうか、いま一度考えを聞かせていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 夜間に施設内トイレを閉館後も使えないのかということでございます。これは、先ほどもお答えしましたが、閉館後については施設の安全管理上の点、また防犯上の観点からも想定はしておりません。ただ、ここで今ご提案として、外から直接トイレに入れられないのか、またはシャッターをつけられないのかということもございますけれども、もしこれを可能とする場合には、今トイレは施設全体一体となった中で設計を進めております。ですから、今ここでシャッターをつけるだとか、外から入れる。例えば今トイレは、国道よりも少し低い西側に配置しております。そうなりますと、外から直接入るにしても段差の問題等もございますので、施設全体の設計を再度やり直さなければならないと考えております。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、この地区のトイレにつきましては中央公園もございますので、今のところこの施設ではトイレの夜間の使用については考えてはございません。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 基本的には基本設計ができて、実施設計に取りかかっているところでもありますけれども、この段階でも私もこういった提案もさせてもらいながら一般質問してお

りますので、ぜひ考えていただければと思っておりました。ただ残念ながら今かたくなに、難しいでしょうということなので、私も大変困ったと思っておりますけれども、今回の（１）は次の（２）にも若干つながる部分があったものですから、（１）については分かりました。ただ、内部的にも何かいい方法があれば、しっかりと考えていただきたい。他のまち、私が見に行ったところも夜間２４時間利用していても機械警備も含めてしっかりと防犯の設備を整えてやっていると、だからこそやれるのだと思っておりますので、この辺いろいろな知恵を出していればできることはあるのではないかとということをお話をし、（１）については終わりたいと思います。

それで、（２）なのですけれども、西側の駐車場の関係なのですが、①の中に大型バス、トラックなどの大型車両の駐車は可能なのでしょうかということで、非常に難しいけれども、大型バス等で来る場合については事前に連絡をしていただければ止めることは可能なのではないかと私は受け止めました。西側の駐車場は７２台あります。基本設計の図面で行くとおおむね小型乗用車、もしくは普通乗用車タイプが止められるような駐車枠と私は受け止めました。

そこなのですけれども、大型バスで来られたときに事前に連絡をもらえれば止めることが可能で素晴らしいお話をされましたが、国では駐車場設計・施工指針という通達が令和４年から出てきておまして、駐車場寸法の関係でお話しさせていただきます。大型バスというのは、まずは長さが１２メートル、高さが３．７メートル、車幅が２．５メートル以内のものを大型バスと規定されているようであります。それで、駐車場の寸法の関係なのですけれども、もし大型バスの駐車スペースとして駐車枠に入れようとする、その場合は長さ１３メートル、幅３．３メートル以上とされている。先ほど言ったように、大型バスサイズを超える広さがある大型バスの駐車スペース、要するに駐車枠ということになります。ただ、今回の基本設計の図面の中には、基本的に小型乗用車、もしくは普通乗用車のタイプでしか載っていませんので、大型バスの枠がないと。それについては非常に難しいというお話をされましたが、ここで国土交通省が定めた寸法であるということで、どんなに駐車場スペースが余っていても、これ以下の場所に大型バスを止めることはできませんと、そう国土交通省で言われておりますけれども、事前に連絡をもらって、駐車枠もないけれども、大型バスが入って駐車をするということは改めて可能なかどうか、その考えを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、ここの施設は市民の憩いの場、そして多くの人に集まっていってにぎわいを見せて、広場で活動している姿を見ていただきたいというのが目的でございます。今議員さんのおっしゃっておりますように、この駐車場は普通乗用車の大きさ、奥行きが５メートル、幅員２．５メートルとなっております。この大きさについては、一般的な大きさでございます。先ほどここに大型バスが止まれないのかという

ことでございますけれども、通常今ここに72台、場所を確保しております。通常の施設の運営の中では若干空きは出てくるのか、余裕があるのかとは思っております。その際には、事前に連絡をいただくことで、コーンなどを置いて、そこに駐車することは可能だと思いますし、もしくはそこが駐車できないということであれば、まずお客様を入り口で降ろしていただいて、そこからバスは一旦別なところで待機していただいて、用が済んだらまた来ていただくという方法も可能だとは考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の答弁は非常に大切な部分であるかと思っております。大切というのは、逆なのです。過去のにも砂川市内にはお菓子も含めていろいろな市外からの来客者がいて、大型バスで来たときも場合によっては駐車するスペースがないでしょうという声もたしかあったのではないのでしょうか。それと最近見ていると、大勢ではないのですけれども、二、三人のグループから五、六人のグループが国道12号線を北から南に歩いてお菓子屋さん回りをしているというのが昨年ぐらいから少しずつ見えてきております。自家用車で来る分はいいですけれども、団体で来られたときに駐車するスペースとして今回の場所は結構私はいいところにあると思っておりますので、2台も3台も大型バスが止まれるようなスペースをつくってくださいということではなくて、最低限1台ぐらいいいのか、本当は2台くらいあったほうがいいのですけれども。先ほど言ったように、大型バスが駐車するための駐車柵、基本設計の西側駐車場の柵を見ていると、先ほど話があったように、長さが5メートル、幅が2.5メートルとなると、これでいくと約6台分のスペースを使うと長さ15メートルの幅が5メートルの1柵が出来上がると思っておりますので、駐車しようとしていっぱいだったら、お客さんだけを降ろしてバスはどこかへ行ってくださいということではなくて、そういったことも私は今回考えていいのではないかと考えております。

この辺ぜひ考えてほしいと思うのですが、そこで自家用車の出入りの関係もあるのですけれども、もちろん大型バスの関係もあるのですが、これでどこから大型バスが出入りしたらいいのだろうかと思いつつ基本設計の図面を見ながら思っていました。西1条北通り、今回造るであろう駅前整備地区の施設側の市道、今度は病院側の西2条北通り側とあります。西1条北通りはインターロッキングのように平面になっていて縁石がない。ということは、バスが入りやすい。でも、市道の幅が少し狭いかと思ったりもします。逆に西2条北通り、ここは結構いいかと思ったら、先ほど多比良議員が街路樹の話をしておりましたけれども、ここに街路樹があるのですよ、立ち木の大きなものが柵の中に入って。その横は縁石があるのです。これは、ここから出入りできるのだろうかと思っただけです。ですから、そういったことも含めて、西側の駐車場も整備していくわけですから、大型バスも入れるようなことも考えながらしっかりとやっていかなければいけないのではないかと私は思うのですが、この辺の考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、大型バスがこの駐車場に入れるのかということでございます。西2条通り側の歩道の関係もでございますので、そこにつきましては大型バスが入れるようなことを想定しながら、土木課と協議をしていけたらと思っております。

もう一点、バスの専用のスペースということになりますと、逆に言いますと一般の乗用車が止まれなくなってしまいます。そうすると、バスの動線だとか出入りとかを考えますと、大体一般乗用車の駐車場で私たちは10台分ぐらいは影響してしまうのかと思っておりますので、専用のバスの駐車スペースについては検討はしたいと思っておりますが、今のところはなかなか難しいのかとは思っております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 難しいことばかりなので、先には進まないのだと改めて実感しております。もう少し前向きに考えて、私先ほど話したではないですか、大型バスの柵を造るとき、西側駐車場6台分があれば長さ15メートル、幅が5メートルの柵が出来上がるのですよ、大型バスの。これは、国土交通省で言っている大型バスが止められるスペースの基準を超えていますので、そういったことが私はあっていいのかと思います。今はもう実施設計に取りかかっているようですけども、私がお話をしたことも含めてしっかりと考えていただきたいと思っておりますし、それと先ほど言ったように、整備するときには歩道、車道の出入口のところ、このままだったら入りづらい。出入りが難しい部分があるのかと思っておりますので、この辺は西1条北通り側でも西2条北通り側でもしっかりと考えていただきたい。特に西2条北通り、先ほどお話をしたように大きな立ち木が立っていますので、縁石もありますから、あのままだったら乗用車でも入りづらいか。市外から来た人方も含めでもっと分かりやすく入れるような形を考えていただきたいと思っております。

それで、今回大型バスを通しながら、駐車場の関係でいま一度確認をさせていただきたいと思っております。先ほど私がお話をしたように、駐車場設計・施工指針というのがあって、私が先ほどから話した小型乗用車とか普通乗用車のサイズ。恐らく基本設計はしっかりとつくられていると思うので、駐車場設計・施工指針に基づきながら今回つくられているように私は思っているのですが、駐車柵が5メートルの長さの幅が2.5メートルであると小型乗用車の場合は長さ5メートル、幅が2.3メートル必要です。普通乗用車になると長さ6メートル、幅が2.5メートル必要ですと駐車場設計・施工指針の中に駐車柵の大きさについて載ってはいたのですが、こういった基準にのっとってつくられているかと思うのですが、この辺は設計の指針どおりに考えてつくられていると受け止めていいのかどうか、それを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず、国土交通省の指針による大きさでございます。国土交通省では、1柵、奥行き6メートル以上、幅員2.5メートル以上とはされております。

そして、動線となる通路部分なのですけれども、5.5メートル以上という定めがございます。今私どもで計画しておりますものは日本建築学会によるもので、1区画5メーター、先ほど言いましたけれども、幅員2.5メーター、国土交通省と比較しますと奥行きが1メーター短くなっておりますけれども、通路部分は1.5メートル広くなってございます。国土交通省の指針につきましては、駐車場の面積、土地の形状だとか止める台数によって、安全を確保することが可能であれば変更してもいいという指針でございますので、今計画しているものは現状の設計でも十分安全性は確保されているものと思います。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。私もお話をさせていただきましたけれども、これにのっとっていながら、若干の差があっても安全上大丈夫ですといったことでお話をされたので、そのとおりということで受け止めたいと思いますが、よろしいですね。

それで、次に②で夜間の駐車は可能なのかと聞かせていただきましたけれども、基本的に不可能で、認めないということでありました。私的に言いますと、私も健康づくりの一環から取組として趣味を持っておりまして、大会とか行事があつて道内各地に行ったときに時折車中泊をします。ホテルとか旅館に泊まるときもあるのですけれども、仲間と一緒にわいわいしながら車中泊をするといったことで、例えば北見、網走、函館、旭川、洞爺湖辺りなど何回か行くことがありますして、車中泊をします。夜間の駐車は認めないということなので、私はぜひ夜間、要は24時間駐車場を無料で使えますといったことを考えてもいいのではないかと考えていました。

先ほどの答弁の中には、後段の中では周りは飲食店街もあるし、飲酒運転のこともあるしといったことで答弁をされました。飲酒運転についてはあつてはならないし、そして過去の悲惨な事故は二度と繰り返してはいけないと私も思っております。でも、あれから何年かたちながら、飲食店を経営している皆さんも飲食をしている人方も、その意識というのはその当時よりはるかに飲酒に対する考えも変わってきているし、お酒を飲んだら運転はしては駄目なのだという部分の意識ははっきりと伝わっていると私は思っております。ですから、ほかのまちで先ほど言ったように車中泊しますと、御飯を食べに行きます。だからといって、お酒を飲んで車を運転なんて、そんなことは皆さんしません。そういった気持ちも大事にしなから考えると、私は夜間の利用というのはあつていいのかと思っております。

ただ、昨日の一般質問で小黒議員の質問を通しながら、今現在賃貸駐車をしている。6台ほどあると。西側の駐車場だとは思うのだけれども、こちらにも賃貸の駐車スペースができるかもしれない。では、その人はずっと夜通しそこに止まっているのですか。出入りは自由にできるのですか。もしくは、夜間利用できなければ、鎖か何かでシャットアウトするのですか。そういったことは、まだこれから運営をしてもらう団体との協議もあるかもしれませんけれども、今現在の市としての考え方をこの機会に聞かせていただけない

でしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 まず初めに、駐車場の事業者への貸付けという部分でございます。これにつきましては、隣接する商店だとか事業所の要望にお応えして行うもので、従業員だとかお客様の駐車場としてこれは日中使うものでございます。ですから、今占用して使ってはおりますけれども、夜間は駐車はしない。当然ここは除雪もしなければなりませんので、夜間駐車はしないような運用とはなっております。

先ほどからも駐車場の夜間の駐車ということでございますけれども、夜間に駐車場を設けることによって、車のドアの開け閉めだとか、話し声、あるいは長時間止まることによって騒音のトラブルというのは、これは全国的にも懸念されるところでもございます。近くには集合住宅だとか住宅も隣接している場所でもございますから、その点については十分検討しながら配慮していかなければならないと思っておりますので、今後騒音関係がうまく解消できるような要素があるのであれば、それはまたいろいろ探りながら提案して、現状の中では今は夜間駐車は行わないという運用で進めたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の答弁を聞きながら、私も若干心配することがありました。当初だと元病院の跡地だったところにマンション、アパートが建ってしまって、駐車場に隣接してしまっているといった部分では、夜間に大丈夫かというのは正直ありました。そういった中でも、私が先ほど言ったように道内各地を回ったところも結構そういうところもありながら、皆さん車中泊の部分についてはルールを持ってやっている。ただ、今回これは道の駅ではありませんけれども、道の駅でも賛否があるのです。まずは、止めていいということと止めたら駄目ですということと、場合によっては止める場所はここだけだという決め方もしております。ですから、恐らくその辺は普通の利用者の方のことも考えての考え方だったり、場合によっては騒音の部分もあったり、いろいろあって今そういうことになっているのかと思っておりますけれども、この辺については今後運営される団体の皆さんとか、また隣接される住んでいる方たちもいらっしゃいますので、その辺りもしつかりと考えながら、場合によっては試行的にやってみるとか、全部ではなくて部分的にここだったら大丈夫ではないかといったことを含めて考えていただきたいということ、これについてはお話をして終わります。

続いて③、駐車場を利用してのイベント実施、イベントについては私も十分承知しております。今回駅前整備で最もメインとなる施設、フリースペースと広場、そこで行われるイベント、にぎわいづくり、これが地域の商店街を含めてまちなかにいろいろな活力を与えると私は思っておりますので、そのとおりで思っています。ただ、あのスペースでは入り切らない場合には、西側の駐車場を使って連動したり、協働したりといったこともある場合には、ぜひ使えるようにしてほしいと思っております。場合によっては西側の駐車

場をメインに利用してイベント、にぎわいづくりがあるかもしれませんが、そういったときにはぜひやっていただきたいと思うのですが、先ほど少しお話をしました。6台ほど賃貸駐車スペースがあると答弁いただきました。ほとんど昼間だけで、夜はいませんという状況でしたけれども、昼間イベントをやっているときにその車があるとイベントができなくなるのではないかとこのことを考えます。ただ、問題は、賃貸駐車スペースをどの辺りに設置をするのかについては私は分からないので、この辺の考え方を若干でも持っているのであれば聞かせてほしいし、これからまだ運営管理する団体との協議もあるから、今の段階では言えないということはあるかもしれませんが、分かる範囲でいいですけども、考え方がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 駐車場における賃貸の車の場所ということでございます。これにつきましては、まだどこにするのかは未定ではございます。ただ、それも事業者の方の要望としましてはご自分のお店に近い場所ということでございますので、そうなりますと当然駐車場の端、一番北側なのか、南側なのか、それは端になると思います。あと、その際に、駐車場をイベントに活用するときという場合でございますけれども、十分駐車場をお借りしていただくときに、この駐車場を使うことはそんなに多くはないと思いますので、お店の方にはご協力いただきながら進めたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 いろいろなお答えをいただいているのですが、基本的に昼間は無料駐車場ですから、市内の近隣商店街に来られた方たちがそこに止める分は自由なのではないかと思うので、ただイベントのときは事前に何月何日にイベントをするから、このときにはここを空けてくださいと、使いますからと周知をすればできることなのかと思っています。ただ、従業員の方たちとか云々で賃貸だから、賃貸ということはお金が発生することで、きちんと契約行為をするわけですから、簡単に一言入れて、イベント開催のときは違うところへ移ってくださいとなるのかどうか。そもそも契約自体は市がするのか、運営団体がするのか、まだ我々にははっきり分かりませんので、この辺きちんとやらないと、もう私たちはお金を払って契約しているのですから、ここは動きませんと言われたらいろいろな問題が起きてくるのかと思っていますので、この辺ある部分ではしっかりと考えていただきたいということで、このことについてはこれで終わります。

④なのですけれども、残念ながら、私は駐車場敷地内、そもそも施設内のトイレも夜間使えないということなので、駐車場敷地内にも夜間も利用できる24時間トイレがあってほしいと思っていたのですけれども、そもそも夜間利用ができないとなるとどうしたらいいのかと思ったのですが、私はトイレだけ造ればいいと思っていませんでした。トイレを造るということは、水洗化しますから、水があります。そして、上水道があって、排水がある。ここの施設の中でイベントをしたときに、水は必要になってくる部分があるのでな

いかと。そのときに、水があるということは排水もしなければいけない。例えばラブ・リバーとかいろいろな、私は朝日町にいますけれども、イベントの場合は水も隣の家からお借りして、水を頂いたりとかしていますけれども、もしトイレとかを常設しておいてあると、そこで簡易水道ではなくて上水の水が使えて、そして排水も、捨てる時は排水溝があつてという形になるのかと期待もしながらのせましたけれども、そもそも夜間は駄目ですと。ただ、イベントはするから、夜間は駄目でも昼間のトイレ設置はどうなのかと思つて、単純にこれはどうかと思つた部分がありますけれども、こういったことは私はあつていいのかと思つています。そもそも市内で行われているイベント関係は、ほぼトイレだとか水だとかも簡易的にそのときだけ設置して、そしてまた撤去してということが行われていますし、もちろん西2条北通りは、今年も最終的にやられるかどうか、はっきり私は聞いていませんけれども、お祭りの露店の関係でも水だとかいろいろな関係をやっておりますので、そういったことを考えると私は必要なかと思つていますが、その考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 今西2条の使い方ということでございます。総合的にもトイレを設置できないのか、そして車を駐車することが夜間できないのかということでございます。これにつきましては、今のところは問題があつて、よい答えを私はしておりませんが、再度精査しまして、それらの問題がより利便性が向上することであれば、またそれは対応することも可能かと思つていますので、また詳細に検討してまいりたいと思つております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 その辺しっかりやっていただきたいと思つています。

それで、最後に駐車場の管理を誰がするのかについてお聞きしました。それで、私が最も心配している部分があります。3月の議会のとときに総括でも聞かせていただきました。国道側の広場の除雪関係も含めて聞かせていただきましたけれども、西側の駐車場は広いスペースですから、一番私が心配しているのは冬の除雪、排雪、恐らくそこは雪山になるのではないかと。駐車場の雪をそこにためて、山になるだろうと私は思つていますし、運営団体がそういったことを含めて経費を払って果たしてできるのかという心配はしているのですけれども、この辺は運営する団体との協議の関係でこういったことも課題として出ているのかどうかを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 冬場の駐車場の雪の扱いということでございます。これにつきましては、今想定しておりますのはまずは一時的に雪を除雪して、そこに堆積したものを定期的に排雪をしようとは考えております。この点につきましては、公共施設の駐車場でございますから、そこは例えば指定管理団体への委託料という形となりますので、そ



の点は十分検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 これからしっかりと運営する団体とは協議もやっていただいて、負担が少しでも軽くなるような形を含めて考えていただきたいと思っています。

一応私はこういう形で質疑を通させていただきましたけれども、最後に、西側の駐車場72台ですけれども、大型バスの話もさせていただきましたが、もう少しゆったりとした台数でもいいのではないかと私は思っています。今の柵は5メートルの長さに2.5メートルですから、もう少し幅を持たせて、場合によっては大型バスが入るときに出入口のところの車、中央にある駐車場、これはバスが入るときに頭がぶつかるのではないかと図面を見ながら思っていたものですから、今実施設計でしっかりやっているかもしれませんが、庁舎の建設のときの基本設計で出たときの駐車場の部分と実施設計で出たときの駐車場の形というのは若干変わっていた部分がありましたから、そういったことも考えながら、できることがあるのだったら、聞かせていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 沢田議員からいろいろ質疑がございましたけれども、まだ具体的に詰めていないところはたくさんございます。パチンコ屋の駐車場についてはあれは台数を確保するためにかなり狭い範囲になっていますから、あのおりにやるという考えはございませんし、大型バスにつきましても、西2条のところの植樹柵ですか、あそこを直すだけで可能ですから、それは何とでもやれる範疇で、それは担当のほうで考えているということですから、そういうことで理解していただきたいのと、それとあそこは道の駅ではなくて、道の駅は24時間トイレが使えることが条件になっていて、道の駅に来る人は夜、宿泊というか、車の中で泊まるために来るのですけれども、あそこは道の駅ではなくて、どちらかというところあそこは車は夜は止めることを想定してございません。トイレもさらに外から入れるようにするという考えは私どもは当初から持っていませんでした。

イベントですけれども、一回、2年前ですか、J Cの皆さんにやってもらいましたけれども、日中のイベントですから、夜にかかるとすればそのときに開館時間を少し延ばすだけでできる範疇ですから、中の水の施設だけで十分イベントはできます。そんな遠い距離ではないし、そのためにJ Cの皆さん方に一回駐車場を使ってやってくれと、どういう形になるかと。そのときの話をいろいろ聞きますと、何の支障もなくできているというのがございますから、その辺は問題ないと思っています。トイレを別に造る、夜も行けるようにするという考えは私自身は当初から持っていません。また、開放してしまうと、いろいろな車が止めてあって除雪のときも支障が出てしまうと、周りは有料の駐車場があると、それならただで止められるならこっちに来ましょうということになってしまうといろいろな事業をやるのに支障が出てくるので、その辺の責任は行政がそれを管理し切れないので、夜は止めさせないという方針。

それから、近隣の商店の人たちが言ってきたのは、解体するときからここをどけてくれと言われていて、違うところを確保したのだけれども、その分何とかお客さんが止められるところを少し確保していただけないだろうか。今ある通路のところ、いわた書店の横の、あそこが駐車場となっている人たちが何とか使える間は使わせてくれないだろうかという、そういう要望があったので、一般の駐車場のところをその間ここを使ってくださいと、そんな経過がございまして、後々どうするかというのはまた協議していかないと。なるべく商店街に迷惑をかけないような方法を考えたということで理解していただきたいと思います。

何か答弁漏れがあれば言っていたらいただければと。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市長から答弁をいただくのは私は想定外でありましたので、市長に答弁をもらおうと後々困るかと思ってあれでしたけれども、市長自身の考えも示していただきましたので、ただ今後も運営団体を含めていろいろ協議があるということなものですから、この辺は市長も先頭になりながら、また担当の職員方も先頭になりながらしっかりやっていただきたいということをお話をして、私の一般質問はこれにて終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第8号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第8号 令和4年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第8号 令和4年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億1,971万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄のアンダーラインは新規事業であります。

12ページをお開き願いたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、

公用車の管理に要する経費484万1,000円の補正は、市長が使用する公用車の購入経費であります。現在市長が使用している公用車のトヨタクラウンは、普通乗用車に追突された事故により走行不能となったものであります。事故の概要であります。去る5月30日、上京のため向かった千歳空港から帰庁のため道道三笠栗山線を走行中、三笠市萱野108の12の交差点において赤信号のため停車をしていたところに普通乗用車が追突したもので、公用車については後部トランク周辺が大きく損傷し、本体フレームの屈曲、リアバンパーの落下など、自力での走行は不可能となってしまったものであります。幸いにして運転手は、事故の衝撃により胸の痛みはあったものの、ほかに外傷は見られなかったため、翌日に砂川市立病院を受診することとし、帰庁いたしました。受診の結果、前胸部打撲傷、腰肋骨部打撲、外傷性頸部腰部症候群、いわゆるむち打ち症の診断を受けたところであります。また、追突した相手方車両についても前方部が大きく損傷し、走行は不能となり、運転手は事故後意識がもうろうとした状態であったため、救急搬送されたとのことであります。なお、公用車及び相手方車両とも運転手以外の同乗者はありませんでした。

この公用車は、平成23年8月に購入後10年9か月が経過し、走行距離は令和4年5月30日現在11万3,445キロメートルとなっており、走行距離15万キロメートル以上、または15年を経過とした車両の更新基準により令和6年度更新予定としていたところであります。事故処理を担当した損害保険会社及び修理を担当するネットヨタ札幌空知店によれば、現在のクラウンの車両時価額は車検の残や走行距離により多少の差はあるものの、40万円から50万円であるが、公用車の車両保険により車両の全損による保険金が120万円まで支給が可能であること、また仮に修理をする場合には150万円以上の費用がかかるとのことであります。以上が今般発生した事故の概要であり、車両の経過年数、修理に係る費用などを勘案し、多額の費用をかけて修理するのではなく、更新することとしたところであります。購入する車両は、低燃費、脱炭素等の環境に配慮した2,500ccのハイブリッド車両とするとともに、万一の事故に備え、搭乗者のさらなる安全性の確保の観点も含め、セダンタイプではなく車両の大きめなミニバンタイプとし、安全装置として運転席、助手席に加え、後部座席にもエアバッグを搭載したものとします。車両購入費として479万4,000円、自賠責保険として自動車保険料2万8,000円、自動車重量税1万9,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。19款繰入金で364万1,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入で120万円の補正は、公用車の事故に関わる自動車損害共済金であります。

以上が歳入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、令和4年度一般会計補正予算、公用車に関する経費について若干質疑したいと思います。

購入に至った経緯についてはよく分かったのですが、安全性を重視してミニバンタイプにしたということなのですけれども、ミニバンは様々な車種があると思うのですが、この車種を選択した理由と、脱炭素に配慮したということだったのですけれども、他の車種、様々な車種の中にはさらに燃費のいい車種もあったと思うのですが、これの選定理由、脱炭素の関連から見て選定した理由と、あとは運用方法なのですけれども、多人数が乗れるミニバンタイプということで、様々な活用が想定されるのですが、その活用方法、運用方法等について伺います。

もう一点は、納期なのですけれども、昨今半導体不足、あるいはアジアのコロナ関係で様々な車種の納期が遅れていると伺っているのですけれども、納期はどのくらいかかるのか。

遅れるとしたら、その間の対応をどうするのかの3点について第1回目の質疑といたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） それでは、3点ほどご質問がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、車両の選定についてであります。車両の選定に当たりましては、提案説明でもご説明申し上げておりますけれども、できるだけ低燃費で脱炭素等の環境に配慮した車ということで2,500ccのハイブリッド車にしております。それから、今回の事故の件も含めまして、万一の事故等に備えての安全性の確保の点も配慮しまして、一定の大きさ、後部座席にもエアバッグのあるものが搭載されている車両を選んだところでございます。安全性を重視しているということでございます。

それから、公用車の運用方法についてでございますが、今回購入する車両につきましては市長の公用車の利用頻度が非常に高いということ、それから急遽の予定にも対応するためいつでも乗車に備えておく必要がありますので、原則は市長が使用する車両ということで運用してまいりたいと思います。ただ、購入を予定する車両につきましては多人数で乗ることもできる車両であることから、視察あるいは来客の対応、複数出張などの用務におきまして市長の予定、あるいはもう一台所有しておりますエスティマ、それらの車両との利用の調整を図った中で利用していきたいと考えております。

最後に、納車の時期、それから納車までの運用をどうするのかということでございます。

納車の時期につきましては、議員さんご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により工場の稼働停止などによりまして世界的に部品の供給が落ち込んでいくということをございまして、車両の生産が遅れている状況にあるというのは聞いております。ただ、年内の納車を見込んでいるところではありますが、今後は工場の稼働状況によりましては納期がずれ込むこともあり得るものと考えております。

納車までの代車につきましては、現在相手方の保険を適用していきまして、事故車両を預けている事業所を通して事故車両と同じ車種のクラウンを代車として使っているところがあります。通常全損による廃車となった場合につきましては、代車の期間は2週間程度と聞いておりますけれども、相手方の保険会社との協議によりまして6月末までは市の負担なく代車の利用ができるということになっております。7月以降も引き続き代車を手配する場合についての費用はこちらの自己負担になりますので、代車は手配せずに、納車されるまでの期間につきましては共用車でありますエスティマを中心に使用することを想定しております。エスティマの使用ができない場合につきましては、市立病院が保有する車両を手配するなど、極力費用のかからない方法で車両を確保していきたいと考えているところがあります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 車種については、ハイブリッド車ということで環境に配慮しているのかと思うのですが、一方その運用方法は来客の場合等に使うということで、専ら市長専用の車かと思うのですが、当然そうなのでしょうけれども、例えば多目的に使いたいという場合、現行今まで使っていたクラウンは運転手さんが運転しなければならないということかと思うのですが、今般新しく導入される大型ミニバンについては、運転手さんがいないと使えないのか、もしくは多人数を運ぶ業務等が生じた場合、市の職員の方が自ら運転して使うのか、その辺の具体的な運用方法について現時点で考えているようなことがあれば伺いたいと思います。最後にその1点だけ伺って終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 多目的に運用するというございまして、今ご質問でありますけれども、そういうことも可能性として考えられるということをございまして、運転につきましてはそれぞれ職員が運転する場合もあろうかと思っております。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、市長の公用車の利用頻度が非常に高いということをございまして、急遽の予定に対応するために備えていると、そういう運用を図るとご答弁申し上げましたが、市長の公用車につきましては、市長の公務が非常に多岐にわたっているということで、改めて申し上げるまでもありませんけれども、年間200日ほどは動いているという状況になっております。上京ですとか、札幌で道内の会議とかというのもありまして、また市内の会合等にもそのまま直接駆けつけるという状況でございまして、現実的には市長の使う車、市長公用車という形の扱いをしなければならないのですが、ただミニバン

タイプの車ということもございますので、先日も道の副知事さんが来られた経過もありますけれども、そういった会合、打合せ等もありますので、そういったものがあるときにはそれぞれ運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体として新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表の2号、一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中、富良野広域連合の次に上川中部福祉事務組合を加えるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第6号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第7号、砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます西田一男氏は令和4年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き西田一男氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 これより、議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第5 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の熊谷仁美氏の任期が令和4年9月末をもって満了することになりますので、後任といたしまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

引き続き記名してございます熊谷仁美氏を推薦したいと存じますので、よろしく願いいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 水島美喜子君 これより、諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第6 諮問案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第6、諮問案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の佐々木和昭氏が本年9月末をもって辞任されることに伴い、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます池上文子氏を推薦したいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 水島美喜子君 これより、諮問案第2号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第7、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。



提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、令和3事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要は、庶務関係で、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借対照表でご説明申し上げます。

初めに、3ページをお開き願います。1、事業収益、（1）公有地取得事業収益はございません。（2）土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益は2区画の売却で548万8,840円の収益であります。2、すずらん団地売却収益は1区画の売却で74万5,770円の収益であります。3、道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への土地売却分であり、これまでは土地開発公社の経営健全化のために6,000万円で土地を購入することとし、その額に応じた面積を取得する形を取っており、事業年度ごとに売却収益として6,000万円を計上しておりました。一方、土地の売買契約につきましては大きな面積を購入する場合には1筆単位で行っており、契約後に所有権移転登記も済ませていたところであり、令和3年度分につきましても4万2,141平方メートルの土地を3億6,470万8,000円で購入する契約を結び、令和3年度から令和9年度まで分割で支払うこととなっておりますが、今回この土地の一部について購入希望者が現れ、砂川市が売却することとなりますので、会計士とも協議し、この土地を一括して売却した形で収益に計上することとし、令和2年度契約分の残りである3,666平方メートルの売却収益3,299万7,848円に令和3年度契約分の4万2,141平方メートルの売却収益3億6,470万8,000円の合計3億9,770万5,848円を計上したところであり、なお、この会計処理の変更に伴い、後ほどご説明いたしますが、未収入となる額を令和3及び4事業年度の貸借対照表の1、流動資産、（2）未収金に計上しております。（3）附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料、道央砂川工業団地の未造成地を資材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等313万3,956円であります。（4）補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入579万9,500円は、令和3年12月までに所有権移転手続が完了したあかね団地1区画及びすずらん団地1区画分で、分譲当初の簿価である事業原価と平成28事業年度の販売価格の差額を市から補助金として受けた分であります。したがって、事業収益合計は4億1,287万3,914円となったところであり、続きまして2、事業原価であります。（1）公有地取得事業原価はございません。（2）土地造成事業原価のうち、1、あかね

団地売却原価は2区画売却分739万1,174円、2、すずらん団地売却原価は1区画売却分74万5,770円、3、道央砂川工業団地売却原価は一括計上して1億3,742万1,000円であり、4、土地評価損2,702万9,915円は固定資産の評価替えに伴い、簿価を見直したことによるものであります。(3)附帯等事業原価はございません。事業原価の合計は1億7,258万7,859円であり、これにより事業収益合計4億1,287万3,914円から事業原価合計1億7,258万7,859円を差し引いた事業総利益は2億4,028万6,055円となったところであります。

4ページの3、販売費及び一般管理費の(1)人件費11万5,590円に(2)経費31万6,823円を加えた合計は43万2,413円となり、前ページの事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益は2億3,985万3,642円となったところであります。4、事業外収益は、(1)受取利息の368円であり、5、事業外費用、(1)支払利息は短期借入金の支払利息388万8,397円であり、これらを事業総利益から差し引いた経常利益及び当期純利益は2億3,596万5,613円となったところであります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。Ⅰ、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金から(4)完成土地等までの合計は6億2,079万2,578円であり、このうち(2)未収金3億3,770万5,848円は先ほど損益計算書でご説明した道央砂川工業団地の売買契約を済ませた土地を収益として一括計上した3億9,770万5,848円から令和3事業年度において砂川市へ売却分の収益6,000万円を差し引いた額であります。2、固定資産は、(1)有形固定資産、1、土地6,441万7,236円、(2)投資その他の資産、1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、資産合計は6億8,521万9,814円となったところであります。

続きまして、6ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は、(1)短期借入金8億9,282万円ではありますが、詳細につきましては14ページを御覧願います。

(4)短期借入金明細表ではありますが、期首残高合計9億7,539万円に対し、期末残高合計8億9,282万円であり、期間中に8,257万円を返済したところであります。

6ページにお戻り願います。(2)前受金及び2、固定負債、(1)長期借入金はなく、負債合計は8億9,282万円であります。Ⅲ、資本の部、1、資本金、(1)基本財産1,000万円は、砂川市からの出資金であります。2、欠損金、(1)前期繰越損失はマイナス4億5,356万5,799円、(2)当期純利益は2億3,596万5,613円であり、欠損金合計はマイナス2億1,760万186円となり、1、資本金及び2欠損金の合計である資本合計、マイナス2億760万186円が債務超過額となります。なお、負債、資本の合計は6億8,521万9,814円であり、5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページはただいまご説明した貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録、9ページはキャッシュフロー計算書であり、資金の流れを表示しております。

10ページは注記事項であり、11ページから17ページまでは明細表であります。13ページ、(3)有形固定資産明細表は西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しております。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和4事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得した土地の管理及び住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理並びにその附帯等事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は637万1,000円、総事業費用を712万6,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めであります。資本的支出はございません。

第5条は、借入金の定めであり、借入金の限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開き願います。令和4事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益、1節道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への売却分として令和3事業年度に一括計上しているため、ございません。

3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円に工業団地内未造成地1万4,876平方メートルを骨材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等135万円を加えた313万4,000円であります。

4ページを御覧願います。4目補助金等収益は、令和3事業年度売却分で所有権移転登記が3月末となったあかね団地1区画に対する市からの事業補助金323万6,000円であります。

2項事業外収益、1目受取利息1,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページを御覧願います。収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価、2目土地造成事業原価、3目附帯等事業原価はございません。

6ページを御覧願います。2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で1節報酬11万円は会計士の報酬であります。2節費用弁償1万円は、監事及び会計士の費用弁償であります。

2目経費は、1、需用費190万3,000円から4、委託料236万7,000円の合計438万6,000円であります。

7ページをお開き願います。3項事業外費用、1目支払利息262万円は、借入金に対

する支払利息であります。これに係る借入金の明細につきましては、16ページの短期借入金明細表をお開き願います。期首残高合計8億9,282万円、期末残高合計は8億2,800万円であります。

8ページにお戻り願います。資本的収入であります。長期借入金はございません。

9ページの資本的支出はございません。

11ページを御覧願います。11ページ、12ページは予定損益計算書であり、1、事業収益は637万円であり、2、事業原価はございません。これにより、事業総利益は637万円となったところであります。

12ページ、3、販売費及び一般管理費は450万6,000円であり、これを事業総利益から差し引いた事業利益は186万4,000円であります。これに4、事業外収益1,000円を加え、5、事業外費用262万円を差し引いた経常利益及び当期利益はマイナス75万5,000円であります。

13ページをお開き願います。13ページ、14ページは、予定貸借対照表であります。Ⅰ、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金、(2)未収金、(3)公有用地、(4)完成土地等の流動資産合計は5億5,521万7,000円であり、2、固定資産合計6,442万7,000円を加えた資産合計は6億1,964万4,000円であります。

続きまして、14ページをお開き願います。Ⅱ、負債の部、1、流動負債、(1)短期借入金は8億2,800万円であります。次に、Ⅲ、資本の部、1、資本金1,000万円、2、欠損金、(1)前期繰越損失、マイナス2億1,760万1,000円、(2)当期純損失、マイナス75万5,000円で、欠損金合計はマイナス2億1,835万6,000円となり、1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計、マイナス2億835万6,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額は6億1,964万4,000円であり、13ページの資産合計と一致するものであります。

続きまして、15ページのキャッシュフロー計算書は資金の流れを表示しており、16ページには短期借入金明細表を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第8 報告第4号 事務報告書の提出について

○議長 水島美喜子君 日程第8、報告第4号 事務報告書の提出についてを議題としま

す。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 報告第4号 事務報告書の提出についてご報告申し上げます。

令和3年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、令和3年4月から令和4年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで150ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第9 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第9、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第10、意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、意見

案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和4年第2回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月16日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員